号外第三十六号

平成十九年

四月十二日

曜

日

ľ

銃許

旦

9

쒀

嘂

例 謂

闸

田

예

木 巾 бЛ

則

規

る規則 ・山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正す・

規

則

目

次

山梨県規則第二十六号

のように定める。 山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次

平成十九年四月十二日

正

山梨県知事 明

第三十三号)の一部を次のように改正する。 山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則 (昭和五十四年山梨県規則 山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第五号様式中

悧

鳥獣保護区等において捕獲等又は採取等 しようとする場合にあってはその旨

を

をしようとする場合にあってはその旨 鳥獣保護区等において捕獲等又は採取等

從 免許の種類、 從 猟免許を受けている場合は当該 選 兜 状の 番号及び交付年 免許を与えた知事名、 Ш Ш

> る 及び 最 □▷ 햙 X 14年 鉄砲 Ш Ш

严 갦 を

銃所持許可証の番号及び交付年月 銃器を使用する場合は、 猟銃·

出

Ш 巡

に改め

第六号様式中

所持 脢 押四 巾

を 所持許可証 番 号

巾 に改める。

をしようとする場合にあってはその旨 鳥獣保護区等において捕獲等又は採取等

第七号様式中

を

從

をしようとする場合にあってはその旨 鳥獣保護区等において捕獲等又は採取等

免許の種類、免許を与えた知事名、 狩猟 免状の番号 及び 交付年月日 猟免許を受けている場合は当該

に

銃 芈 嘂 믜 悧 빰 闸 9 \blacksquare 緗 예

Щ 梨 県 公 報 号 外

第三十六号

平成十九年四月十二日

	_{ගි} දි	る場合は、鉄砲所持 や 銃器を使用する場合は、猟銃・空気 UNSぐ 号 及 び 交付 年 月 日 銃所持許可証の番号及び交付年月日 」	山 梨 県 公 報 号 外 第三十六号 平成十九年四月十二日

別紙

鳥獣の捕獲等従事者名簿

	Ι	Ι	I	Ι			I	
							任別	; {
							长名	1
							豆	}
							職業	
							生年月日	
-							免許の種類	茶
							免許の 免許を与え 免状の 交 付 所持許可 交 イ 種 類 た知事名 番号 年月日 証 番号 年 月	猟免許を受けて
							免状の 番 号	いる場合
							交 年月日	
							班特許可証 番 号	統器を使用
							年月日	する場合
							三	F